

出生届

届出期間	<p>生まれた日を含めて14日以内</p> <p>14日目が休日・祝日の場合は、その休日が明けてから初めての平日</p> <p>国外で出生したときは出生の日から3か月以内。 外国籍も取得しているときは国籍留保届が必要です。</p> <p>※上記届出期間を過ぎた場合、戸籍届出期間経過通知書の記載が必要です。</p>
届出人	<p>①生まれた子どもの父又は母(婚姻中でない場合は母)</p> <p>②①が届出できない場合 同居者</p> <p>③①②が届出できない場合 出産に立会った医師、助産師</p> <p>④①②③が届出できない場合 その他の者</p> <p>※窓口が届書を持参される方は、上記届出人でなくても可能です。 ただし届書に署名するのは上記届出人をお願いします。</p>
届出場所	<ul style="list-style-type: none"> ・本籍地 ・届出人の所在地 ・生まれたお子さんの出生地 ・一時滞在地 <p>いずれかの市町村役場</p>
お持ちいただくもの	<ul style="list-style-type: none"> ・出生証明書(医師又は助産師に記入、押印してもらったもの) ・母子健康手帳 ・届出人の印鑑(朱肉を使用するもの)

※出生時の役場手続きチェックリストをご参照ください(児童手当や乳児医療などの手続きも必要)